

**【大学院生用】 心理科学実践センターにおける警報発令及び交通機関の運行停止等の場合の
実習・心理的サービスの取扱い**

「大学院の授業・試験実施に関する警報発令及び交通機関の運行停止等の場合の取扱要領」(2015年10月2日改正施行)に基づき、「別表」のいずれかの地域・市町村に暴風警報、暴風雪警報、特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雨、大雪)が発令された場合の心理科学実践センターにおける「大学院の授業(実習)」と「心理的サービス」については、次の通り取り扱います。

1. 暴風警報、暴風雪警報、特別警報の発令時点で臨時休室とし、「実習」と「心理的サービス」は中止します。既に開始している「実習」と「心理的サービス」は速やかに終了とします。
2. 「別表」の地域全ての暴風警報、暴風雪警報、特別警報が解除された場合は、解除時刻によって、下表のとおり取り扱います。

解除時刻	開室時間	面接開始時間
6:00までに解除	平常通り	平常通り
8:00までに解除	10:00	10:30
10:30までに解除	12:30	13:00
12:00までに解除	14:00	14:30
12:00を過ぎても解除されない	終日休室	終日休室

* 交通機関の運行遅延・停止が発生した場合、運行停止が予告された場合、あるいは特別警報に位置付ける警報(津波、火山、地震(地震動))が発令された場合の対応は、学長の判断により決定します。また、必要に応じてセンター長の判断で決定する場合もあります。

別表

	地域	市町村
兵庫県	阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	北播磨	西脇市、丹波篠山市、多可町
	播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稻美町、播磨町
大阪府	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
	東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
	南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村
	泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町